

## 第4 教育活動

### 1 教育活動

#### (1) 教育活動の立案実施組織

「新潟県立看護短期大学教授会規程」第6条の規定により教授会に各種委員会を設けることとされている。

委員会の名称、所管事項は「新潟県立看護短期大学委員会規程」第2条により定められており、第2の2（7ページ）で記載のとおり、「教育課程に関すること」「学生の入学・退学・休学・復学・除籍に関すること」「履修及び単位の認定に関すること」を所管する委員会として、「教務委員会」が設置されている。

教育活動については、毎月1回開催される教務委員会において審議し、その経過と結果を教授会に報告して実施に移していく組織体系になっている。

また、教務委員会の他に、カリキュラムに関することを検討する「カリキュラム改正委員会」と臨地実習の計画・実施に関することを検討する「臨床実習調整委員会」が設置されており、教務委員会と連携しながら効果的な教育活動の展開に向けて活動している。

### 2 学生の受け入れ

#### (1) 入試委員会の組織



